

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

障害福祉課

- 指定障害児通所支援事業者の指定

〃

- 指定居宅サービス事業者等の指定

長寿社会課

- 漁船保険付保義務の消滅

水産課

〃

〃

### 【公告】

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 建設業の営業の停止命令
- 道路の位置の指定

県民生活交通課

監理課

建築指導課

## 目次

担当課（室）

# 平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

## ◎岡山県告示第三百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十六年六月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

このはなヘルパーステーション

#### 2 所在地

津山市山北四四二―四

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

オサカ産業株式会社

#### 2 主たる事務所の所在地

津山市山北四四二―四

### 三 指定年月日

平成二十六年六月一日

### 四 事業所番号

三三一〇三〇〇七三〇

### 五 サービスの種類

同行援護

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

グループホームあかつき3

#### 2 所在地

玉野市田井三―三―二五

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

社会福祉法人瀬戸内会

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 指定年月日

平成二十六年六月一日

四 事業所番号

三三二〇四〇〇〇五八

五 サービスの種類

共同生活援助

# 平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

## ◎岡山県告示第三百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年六月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

メゾンきさらぎ

#### 2 所在地

津山市川崎一五〇八

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人津山社会福祉事業会

#### 2 主たる事務所の所在地

津山市川崎一五〇八

### 三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

### 四 事業所番号

三三二〇三〇〇〇一九

### 五 サービスの種類

共同生活援助

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

みのり共同生活事業所

#### 2 所在地

津山市二宮九九九

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人津山みのり学園

2 主たる事務所の所在地

津山市二宮九九九一五

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇三〇〇三五

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームじゃがいも畑

2 所在地

津山市小田中六七六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人じゃがいもの木

2 主たる事務所の所在地

津山市小田中六七六一

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇三〇〇五〇

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホーム母恵夢

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

2 所在地

津山市院庄九一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人希福祉会

2 主たる事務所の所在地

津山市院庄九一〇

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇三〇〇〇七六

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

共同生活事業所 のぞみホーム

2 所在地

玉野市木目一四六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人同仁会

2 主たる事務所の所在地

玉野市木目一四六一

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇四〇〇〇一七

五 サービスの種類

共同生活援助

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

一体型共同生活事業所 笠岡学園

2 所在地

笠岡市金浦七三六一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会

2 主たる事務所の所在地

笠岡市金浦七四六

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇五〇〇一四

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホーム「かがやき」

2 所在地

笠岡市生江浜八三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人チームクローバー

2 主たる事務所の所在地

笠岡市中央町一九一

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

四 事業所番号

三三二〇五〇〇〇四八

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

こだま園共同生活介護・共同生活援助事業所

2 所在地

井原市高屋町四二七五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人こだま園

2 主たる事務所の所在地

井原市高屋町四二七五―一

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇七〇〇〇一〇

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

共同生活事業所 小牧の里

2 所在地

総社市中央三―一―一〇六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人小牧の里



平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

2 主たる事務所の所在地

総社市中央三―一―一〇六

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇八〇〇〇三四

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

たかはし地域生活ホーム

2 所在地

高梁市落合町阿部二五二八―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇九〇〇〇一六

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

望の丘地域生活ホーム

2 所在地

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

高梁市川上町上大竹一二三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇九〇〇〇三二

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

かわかみ地域生活ホーム

2 所在地

高梁市川上町上大竹一六三六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区祇園八六六

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二〇九〇〇〇四〇

五 サービスの種類

共同生活援助

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

一 事業所の名称及び所在地

- 1 名称  
グループホーム・ケアホーム音と光の家
- 2 所在地  
備前市穂浪二一〇九一二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

- 1 名称  
有限会社光瓊瑠製作所
- 2 主たる事務所の所在地  
備前市穂浪二〇八〇一

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二一一〇〇〇一二

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

- 1 名称  
せとうち旭川荘地域生活ホーム
- 2 所在地  
瀬戸内市牛窓町長浜四九八二一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

- 1 名称  
社会福祉法人旭川荘
- 2 主たる事務所の所在地  
岡山市北区祇園八六六

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

三三二一〇〇〇一〇  
サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

コスモス共同生活事業所

2 所在地

真庭市五名一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人秋桜会

2 主たる事務所の所在地

真庭市五名五七四一

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二一四〇〇一六

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームおちあい

2 所在地

真庭市下市瀬六五三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人蒜山慶光園

2 主たる事務所の所在地

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

真庭市蒜山上福田一二〇一八

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二一四〇〇二四

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームひるぜん

2 所在地

真庭市蒜山上長田二三〇〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人蒜山慶光園

2 主たる事務所の所在地

真庭市蒜山上福田一二〇一八

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二一四〇〇三二

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームかわかみ

2 所在地

真庭市蒜山上福田一二〇一三

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人蒜山慶光園

2 主たる事務所の所在地

真庭市蒜山上福田一二〇一八

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二一四〇〇四〇

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ライフサポート・メイジ

2 所在地

美作市檜原下九〇四番地一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人美作自立支援センター

2 主たる事務所の所在地

美作市檜原下九〇四番地一四

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二一五〇〇一三

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

# 平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

1 名称  
あお空

2 所在地

浅口市金光町佐方二一三〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人明光会

2 主たる事務所の所在地

浅口市金光町佐方二一三〇

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二一六〇〇〇一

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

とうびホーム

2 所在地

備前市西片上一九三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人東備

2 主たる事務所の所在地

備前市西片上一九三一

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二二二〇〇〇一九

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

閑谷福祉会 地域ホーム

2 所在地

和気郡和気町日笠下一六一三一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人閑谷福祉会

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町日笠下一六一三一五

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二二三〇〇一七

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ホーム浜っ子

2 所在地

備前市日生町日生八〇三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人浜っ子

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生八〇三一



平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二一一〇〇〇二〇

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

一体型共同生活介護事業所 テイクオフ

2 所在地

苫田郡鏡野町入五〇九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人葛下

2 主たる事務所の所在地

苫田郡鏡野町入一一四〇一一

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 事業所番号

三三二三五〇〇〇一一

五 サービスの種類

共同生活援助

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホーム開成

2 所在地

久米郡美咲町原田二四六一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

- 1 名称  
社会福祉法人久米福祉会
  - 2 主たる事務所の所在地  
久米郡美咲町原田二六〇
  - 3 廃止年月日  
平成二十六年三月三十一日
  - 4 事業所番号  
三三三三八〇〇一五
  - 5 サービスの種類  
共同生活援助
- 
- 一 事業所の名称及び所在地
    - 1 名称  
社会福祉法人吉備の里
    - 2 主たる事務所の所在地  
加賀郡吉備中央町上野二三二〇一〇
  - 2 廃止年月日  
平成二十六年三月三十一日
  - 3 事業所番号  
三三三三九〇〇一三
  - 4 サービスの種類  
共同生活援助

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

◎岡山県告示第三百三十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十六年六月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

りんごのき

2 所在地

倉敷市連島二一三一一七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人りんごのき

2 主たる事務所の所在地

倉敷市連島二一三一一七

三 指定年月日

平成二十六年六月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇四四四

五 事業の種類別

児童発達支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童発達支援事業所 めばえ

2 所在地

美作市巨勢一八七七一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山みのり学園

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

2 主たる事務所の所在地

津山市二宮九九九―五

三 指定年月日

平成二十六年六月一日

四 事業所番号

三三五―五〇〇〇―一六

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

# 平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

## ◎岡山県告示第三百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年六月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

リハビリ型デイサービスほほえみ

#### 2 所在地

岡山県真庭市落合垂水六一九番地五

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社飯田

#### 2 所在地

岡山県真庭市落合垂水六一九番地五

### 三 指定年月日

平成二十六年七月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一一九三

### 五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第三百三十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十二年岡山県告示第四百五十七号（玉野、大島の浜加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十六年五月二十七日限り、消滅した。

平成二十六年六月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 玉野加入区

大島の浜加入区

◎岡山県告示第三百四十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十二年岡山県告示第四百六十七号（胸上加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十六年六月三日限り、消滅した。

平成二十六年六月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 胸上加入区

〔二八五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年六月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人どんぐりココロ

三 代表者の氏名

原本 智憲

四 主たる事務所の所在地

津山市下高倉西一八二三番地一

五 定款変更の内容

新たに次の特定非営利活動に係る事業を行うこととする。

1 障害福祉サービス事業（指定特定計画相談支援事業）

2 障害福祉サービス事業（指定障害児相談支援事業）



〔二八六〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十六年六月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十六年六月十六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号 哲西長尾建設株式会社

所在地 新見市哲西町矢田三六四二―二

代表者の氏名 長尾 伸芳

許可番号 岡山県知事許可（般―二三）第一一五四七号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

とび・土工事業に係る営業のうち、民間工事に係るもの

（注一）「とび・土工事業に係る営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

（注二）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

2 期間

平成二十六年六月十六日から同月十八日までの三日間

四 処分の原因となった事実

平成二十五年十月十七日、新見市哲西町内の民家裏の法面工事の現場において、哲西長尾建設株式会社の現場責任者が、溜枌<sup>ためす</sup>を移動させるにあたり、法定の除外事由がないにもかかわらず、自ら掘削用の車両系建設機械であるドラグショベルを運

転して溜枘のつり上げ作業を行い、車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用し、作業員を死亡させた。

同社は、右記の違反行為の防止に必要な注意を尽くさなかった。

このことにより、新見簡易裁判所から、同社が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）違反で罰金二十万円、同社の現場責任者が同法違反及び業務上過失致死罪で罰金六十万円の略式命令を受け、平成二十六年四月十七日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。

平成26年6月17日 岡山県公報 第11593号

〔二八七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号 指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
岡山県指令美作局 建第六〇〇二号 平成二十六年六月 三日	真庭市福田字中清水二四五番一、二 四五番一地先水路	五・〇〇	五一・二五